

## 第2節 規制的・経済的手法の活用

### 1 環境保全施設の整備等に対する助成

公害を防止し、良好な生活環境を保全するため、各種の公害関係法令によって規制措置がとられていますが、これらの規制に対応するために必要な公害防止施設等の設置には多額の資金を要します。

このため、本県においては、昭和43年4月に徳島県公害防除施設整備資金貸付制度を設け、中小企業者が自ら行う公害防除施設、産業廃棄物処理施設等の整備に必要な資金を融資することにより、公害防止対策を促進し、住民の健康を保護するとともに生活環境の保全を図ってきました。

さらに、平成11年度からは、環境保全施設整備等資金貸付制度に名称を改め、フロン対策や低公害車の購入、IS014001認証取得などの環境保全事業に必要な資金も融資対象とし、貸付枠も3,000万円から5,000万円に拡大することにより、さらなる生活環境の保全を図っています。

制度発足以来の融資状況は、平成15年度末で650件、59億2,855万円です。

#### (1) 融資条件等（平成16年3月31日現在）

##### ① 融資対象者

県内に工場等を有し、原則として1年以上引続き同一事業を営んでいる中小企業者

##### ② 融資対象資金

- (1) 大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下又は悪臭を防止するための施設の設置又は改善に必要な資金
- (2) 産業廃棄物の処理施設の設置又は改善に必要な資金
- (3) 土壌汚染対策のための施設の設置又は改善、汚染土壌の処理及び汚染水の処理に必要な資金
- (4) 公害防止施設の設置等によっては公害を防止し難い工場等が、公害防止のためにその工場等を移転する場合の移転に必要な資金のうち知事が必要と認める資金
- (5) 公害防止用分析測定機器類の設置等に必要な資金
- (6) 環境保全事業に必要な資金であって、次に掲げるもの
  - ア 特定フロン等の回収装置の設置又は購入
  - イ 事業用の低公害車の購入
  - ウ IS014001認証の取得
  - エ 環境アセスメントの実施

##### ③ 融資限度

1事業所につき5,000万円以内

##### ④ 償還期間

7年以内（内1年以内据置）

##### ⑤ 融資利率

年2.2%以内。ただし、信用保証付の場合は年1.9%以内（別に保証料0.87%が必要）

#### (2) 融資状況等

制度発足以来の融資実績の推移は図2-5-1のとおりです。

平成15年度においては3件、6,900万円の融資を行っています。

融資の実績を公害防止の種類別にみたのが表2-5-5で、昭和43年度以来の累計についてみると、融資件数では大気汚染に係るものが256件で全体（650件）の39.4%を占め、融資金額では水質汚濁に係るものが28億9,660万5千円で全体（59億2,855万円）の48.9%を占めています。

また、融資先の業種別に融資実績をみたのが表2-5-6で、同じく累計についてみると、木材・木製品製造業が融資件数では267件で全体の41.1%を占めています。融資金額でも木材・木製品製造業が13億1,856万5千円、食料品製造業が13億1,281万8千円と多く、この2業種で全体の44.4%を占めています。

図2-5-1 融資実績の推移

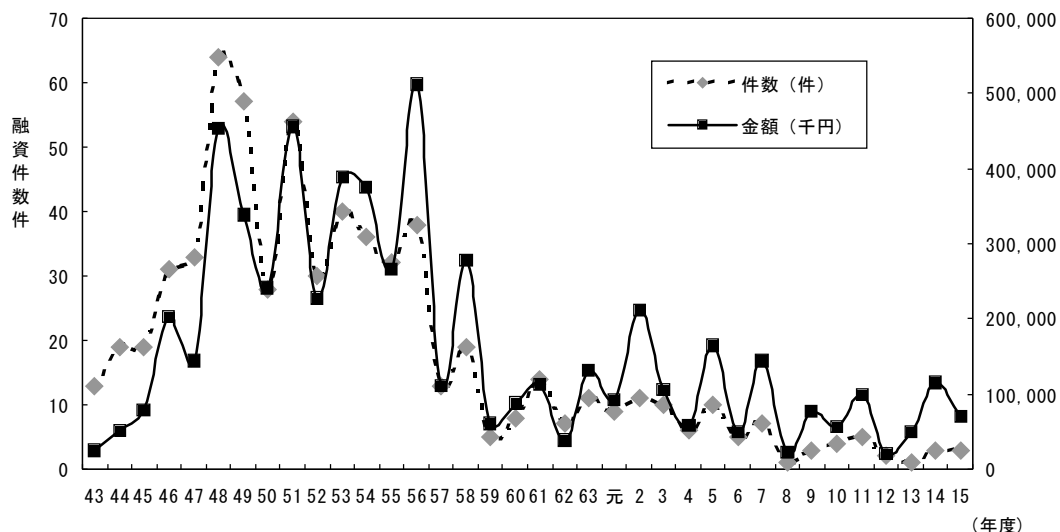


表2-5-5 公害の種類別融資実績一覧

(単位：千円)

種類	年度 区分	昭和43～平成10		11		12		13		14		15		累 計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
水 質 汚 濁		211	2,819,605	1	10,000	1	17,000			1	50,000			214	2,896,605
大 気 汚 染		248	1,242,132	2	68,000	1	2,700			2	65,866	3	69,000	256	1,447,698
悪 臭		44	246,183											44	246,183
騒 音		75	729,490											75	729,490
そ の 他		58	536,574	2	22,000			1	50,000					61	608,574
計		636	5,573,984	5	100,000	2	19,700	1	50,000	3	115,866	3	69,000	650	5,928,550

表2-5-6 業種別の融資実績一覧

種類	年度 区分	昭和43～平成10		11		12		13		14		15		累 計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
畜 産 飼 育		16	125,168	1	50,000									17	175,168
建 設 業		19	170,743	1	7,000					1	25,000	1	25,000	22	227,743
製 造 業	食 料 品	95	1,245,818			1	17,000	1	50,000					97	1,312,818
	織 維 工 業	25	150,340											25	150,340
	木 材 ・ 木 製 品	263	1,250,955	2	33,000	1	2,700					1	32,000	267	1,318,655
	製 紙 業	17	241,624							1	50,000			18	291,624
	化 学 工 業	11	139,200											11	139,200
	釜 業 ・ 土 石 製 品	49	580,723	1	10,000									50	590,723
	そ の 他	79	891,304											79	891,304
サ ー ビ ス 業		39	498,595									1	12,000	40	510,595
そ の 他		23	279,514							1	40,866			24	320,380
計		636	5,573,984	5	100,000	2	19,700	1	50,000	3	115,866	3	69,000	650	5,928,550

## 2 省エネ・リサイクル関連設備の導入に対する助成

エネルギー及び資源の有効利用を促進するため、低利融資制度「省エネ・リサイクル資金」を設置し、「エネルギー需給構造改革推進設備等」又は「再商品化設備等」を導入しようとする中小企業者に対する金融の円滑化を図っています。

「省エネ・リサイクル資金」として独立した平成7年度から平成15年度末までの実績は、5件、95,000千円です。

### 融資条件等(平成16年12月末現在)

#### ①融資対象者

県内に事業所を有し、原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者

#### ②融資対象資金

- 1 租税特別措置法(昭和32年法律26号)第42条の5に規定する特別償却又は法人税額の特別控除の対象となるエネルギー需給構造改革推進設備等を取得するために必要な資金
- 2 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第44条の9に規定する特別償却又は法人税額の特別控除の対象となる再商品化設備等を取得するために必要な資金

#### ③融資限度 1企業者8,000万円以内

#### ④償還期間 10年以内 (1年以内据置の分割返済)

#### ⑤融資利率 年2.1%以内

#### ⑥保証料率 有担保：年1.00%以内 無担保：年1.10%以内

## 3 今後の取り組みの方向性

環境保全施設整備等資金貸付制度は、公害を防止し、良好な生活環境の保全に必要な施設等の整備に重要な役割を果たしてきていること、さらにこれからの環境問題に対処して行くには、県民、事業者等の自主的な環境保全への取り組みが必要不可欠であることなどから、環境保全の経済的手法として、今後より一層、資金融資制度の活用を推進していきます。